

## 蘇東坡書簡の傳來と東坡集諸本の

### 系譜について

村上哲見

東北大學

一

一般的にいつて宋代になると、意圖的な著述ではない零細な文章までが比較的よく傳存するようになり、この點、資料的に唐代以前とは格段の違いがあるように思われるが、その中に在つても、蘇軾、東坡（一〇三六—一一〇一）が知人に宛てて送つた書簡の類の今に傳わるものはきわだつて多く、後に述べるような事情のためにその正確な數はなお把握し難いけれども、一千四百首をかなり越えていることは間違いない。彼の文筆活動の期間は、二十歳臺後半の任官から（それ以前の文章はほとんど傳わらない）六十六歳で卒するまでとして、ほぼ四十年間にわたるとはいうものの、上記の數字は平均すればほとんど十日に一通という割合い

蘇東坡書簡の傳來と東坡集諸本の系譜について（村上）

になり、もともと書簡というものは、そのすべてが傳わることはあり得ないことや、彼には種々の老大な著述があり、また相當期間、官僚としてかなり重要な地位に在つたことなどの條件を考慮すれば、そのいわゆる筆まめなことは驚歎に値する。そして同時に、元來後世には傳わり難い性格をもつ個人宛の書簡が、このように大量に傳存しているという事實もまた稀有のことといわねばならない。

書簡というものは、一面ではたとえ「文選」の様式分類において「書」という一類が立てられているように、一種の著述として世に傳えられるものではあるが、それはやはり書簡一般ではなく、ある特殊な書簡と考えるべきであり、その種のものが世にひろまり、また後世に傳わつても不思議はないが、それ以外の、たとえば日常の瑣事を知人に書き送つたような、もしくは特定の事柄を特定の人に連絡するような書簡は、その相手の人以外にはひろく知られることなく、従つて後世には傳わらない方がむしろ普通である。東坡の場合については、その生存中に編定されていた「東坡集四十卷」および「東坡後集二十卷」に収録される

書簡などは、彼自身が一種の著述と考えていたに相違なく、「文選」における「書」と同様にみなしてよいが、當然のことながらそれらは極めて限られた数にとどまり、千四百數十首という数の大部分は、右に述べたような意味合いからいえば、通常は傳わるはずのないものが傳わっているといてよい。それら多數の書簡の中には、彼自身の判断にかかりなく、一種の文學作品として興味を惹くようなものもかなり含まれているし、そうはいえないものにしても、彼の事蹟や著述の旁證としてはもとより、ひろく當時の文人官僚の生活や意識のさまざまな側面を示す資料として、もともと傳わり難いものが、しかも相當の量をもって傳わっているだけに極めて貴重である。しかしながら、その大部分はさきに擧げた「東坡集」および「後集」の外に在り、さまざまな傳わり方をしているので、これらを資料として適確かつ充分に利用するためには、まずテキストの整理が必要であり、更にその前提として、多數の書簡の複雑な傳來の諸相を説明しておかねばならない。現在までのところ、これらの書簡は、隨時斷片的に引用されるにとどまり、そ

の包括的な整理、分析は、不充分というよりは、ほとんど手つかずのまま放置されているといつてよい。この小稿は、東坡書簡の傳來およびそのテキストについての諸問題をさまざまな角度から論ずるとともに、それらの多くを傳える各種の東坡の詩文集について、逆に書簡の收録狀況などから、それぞれの集の由來や性格を説明しようとするものである。

なお、今日われわれが通常にいう「てがみ」に相當するものを、舊來の詩文集では、多くは書、啓、尺牘などの稱で分類して收録しているが、これらの稱は必ずしも明確に一線を劃し得るものではなく、種々の混亂があるので、こ<sup>①</sup>こでは舊來の分類におけるそれらを一括して、單に「書簡」と稱することにする。東坡集の諸本の中には、この「書簡」という稱を「書」や「啓」と對置するものとして、すなわち他のテキストにおける「尺牘」にはば相當するものとして用いているものがあるが（明刊本「東坡續集」、ここにいう「書簡」はそれとは異なる）。

蘇東坡の詩文集の基本テキストとしては、その生存中にすでに編定され刊刻されていた「東坡集四十卷」（以下「正集」と稱する）と「東坡後集二十卷」（以下「後集」と稱する）とがあり、ともにかなりな部分の宋版および宋版に據った明版の足本二種（いわゆる成化本と嘉靖本<sup>(2)</sup>）が存することはよく知られている（このほかこれとセットになっている内外制、奏議、應詔などの集があるが、書簡の類を含む可能性のないものについては且らく論外とする）。しかしそこに収録される書簡の類は、正集において啓四十一首と書三十首、後集において啓十八首と書八首、總計九十七首にとどまる。明の成化四年（一四六八）に右の二集を含む全集（いわゆる東坡七集）が刊刻されたとき、補遺として「東坡續集十二卷」（以下「續集」と稱する）が加えられたが、書簡の數からいえば、右二集よりもこの續集に収めるものが遙かに多く、啓六十二首（自作六十三首）、書三十七首、書簡七百九十六首（自作七百九十九首）、合計八百九十五首となっている<sup>(3)</sup>。ただしこの續

蘇東坡書簡の傳來と東坡集諸本の系譜について（村七）

集の編纂があまり精密でないことはすでに繆荃孫が指摘しているとおりで（寶華齋刻本附「東坡集校記」、一九一〇）、書簡の類についても、正集後集としばしば重複があったり、また後述のように併合や割裂の例がかなり認められるので、正確な總數を算定することは容易ではない。従って、右の後集三集に収める、すなわちいわゆる「東坡七集」に収録する書簡の數は、さきに挙げた數字を單純に合計するならば九百九十二首となるが、その間の重複、併合、割裂を考慮するならば、その數はかなり動くものとみななければならない。

つぎに右の七集本とは異なり、作品を綜合して編輯しなおした全集が何種かあるが、その中で比較的流布しており、かつ多くの書簡を収録しているのは、道光年間刊、眉州三蘇祠堂藏板の通稱「三蘇全集」の一である。「東坡集八十四卷」（以下「道光本」と稱する）である。この本に収録する書簡の數は、正後集三集を併せたよりも更に多く、啓一百四十四首、書四十首、尺牘一千二百八十二首で、合計一千四百二十六首に達する。その一千首を越える尺牘は比較的よく整

理され、宛てられた人ごとにまとめられているばかりか、同一人宛の書簡は概ね書かれた時期の順に配列され、どこで書かれたかが注記されている(續集の「書簡」の部の配列が雜然としている所以についてはのちに述べる。ただし道光本もときに同一人物が諱と字とで別になっていたりすることがあるし、書かれた時期にしても、嚴密にはひとつひとつ再吟味しなければなるまい)。そして見逃すことができないのは、正集後集は別格として、續集所收の書簡と道光本のそれとを比べてみると、テキストの異同がかなり顯著に認められるばかりでなく、道光本の収録数が遙かに多いにもかかわらず、續集にのみ存して道光本にはみえないという書簡がかなりあること<sup>(4)</sup>で、この事實は、道光本の書簡の類(主として「尺牘」の部)が七集本を基礎として増補したものではなく、別の由来をもっていることを證するに足ると思う。

更に東坡の書簡のテキストとしては、右のような全集のほかに、「東坡先生翰墨尺牘八卷」という書簡の專集があり、現在普通にみられるのは道光年間刊の「紛欣閣叢書」所收本であるけれども、その編刊者周心如の跋に宋刻本に

據ることをしるすばかりでなく、北京圖書館に同名の元刊殘本二卷を藏し、<sup>(5)</sup> 照片によって對比したところ、紛欣閣叢書本の首二卷と完全に一致するので、この八卷は明清以降に全集から抽出したのではなく、早くからの單行であったことがわかる。この本には合計七百七十首の書簡を収めるが、テキストとしては道光本と概ね一致し、また宛名人別に整理されている點も共通である。従つてこの兩者は何等かのつながりがあるものと考えられる(詳細はのちに述べる)。

つぎにもうひとつ、東坡には自筆書簡そのもの、もしくは例の「西樓帖」(後出)のように碑帖として傳わるもの<sup>(6)</sup>がかなり存しており、その中にはおそらく刊本にみえないものが含まれていると思う。ただ東坡の手蹟と稱するものは眞偽が問題となるが、この場合は、手蹟としては偽物であっても正確な模本であれば文章は東坡のものということになり、資料としての價值は減じない。この種の偽物をも含めて、手蹟、碑帖として傳わる東坡の書簡がどのくらい現存し、そして刊本収録のものとの出入がどうなっているか

は、今後綿密な調査が必要であろう。

はじめに現在傳存する東坡書簡の總數を一千四百首以上と稱したが、もう少し具體的にいえば、最も多くを收める道光本の一千四百二十六首という數を基礎とし、これに續集、「翰墨尺牘」、手蹟碑帖などによって増補を加えた數ということになる。その増補の數は、すでに述べたようなきまざまな事情のために、正確に算定することは難かしいが、おそらく數十首の範圍にとどまるものと思う。

### 三

先述のように、宋代になると文章の傳存が唐以前に比べると格段に豊富になるとはいうものの、東坡書簡の今日に傳わるものが一千四百數十首にのぼるといふ事實はやはり異例のことであり、東坡ならではの特殊現象とみななければならぬ。それについては、まず第一に、東坡の詩文および手蹟を敬愛し、珍重する層、今様にいうならばファンのごとき人々が、その生存中からひろく存在し、しきりに詩文を抄録して集を編んだり、あるいは手蹟の收藏を誇ったり

蘇東坡書簡の傳來と東坡集諸本の系譜について（村七）

する風潮があったということに注目すべきである。このことは東坡書簡の傳來の背景もしくは基礎條件として重要なので、まずそうした状況を諸種の資料から具體的に明らかにしておきたい。

元豐二年（一〇七九、東坡四十四歲）に東坡が「譏諷文字」の故を以て御史臺から告發され、取調べを受けたときの記録である「烏臺詩案」によれば、そのころすでに東坡の作品集が刊本として流布しており、それが告發狀とともに提出されたことがわかる。監察御史裏行、何大正の上った劄子の末尾につきのようにある。

○ 軾の爲りし所の譏諷文字の人に傳わる者甚だ衆し。今獨り鏤板して市に繫がるる者のみを取りて進呈す。

また同じく御史裏行、舒亶の劄子には

○ 印行四冊、謹みて進呈す。

とある。そしてこれらの文章に續く記事には、その本が「元豐續添蘇子瞻學士錢塘集」と題するものであったことをしるす。この本はその題名や、何大正の劄子に「鬻於市者」とあるなどからいって、いわゆる坊刻、市井の營利出版によるものらしい。また多少想像を加えるならば、東坡が熙寧年間に（東坡三十六歳〜三十九歳）、杭州（錢塘）に在ったときの作品を集めたものがさきに刊行され、元豐年間に入って増補版が出版されたようである。ただこの本は、「烏臺詩案」の記事を通覧するに、詩のみの集であったらしい。

つぎに東坡自身の左の書簡によれば、黃州流謫中の東坡（四十五〜八歳）に二種の作品集を編んで届けた人がいることがわかる。

○爲に超然・黃樓二集を遍述せらる。賜と爲して尤も重し。從來曾て編次せず。縦い一二の在る者有りとも、罪を得し日に皆な家人婦女輩の爲に焚毀され盡せり。知らざりき 今乃ち足下の許に在らんとは、當爲に其の道理

に合せざる者を刪去すべくして、乃ち存す可きのみ。  
（答陳師仲書、正集卷30、道光本卷46）

相手の陳師仲なる人は、この書簡の書き出しに「錢塘主簿陳君」とあるだけで未詳。いづれにせよこの人は、東坡の手許に失われていた作品まで編録していたのである。なおここにみえる「超然」、「黃樓」という二つの集の名は、のちに觸れる「東坡外集」の前言の中に現われる。

更につぎに示す書簡は、道光本によれば揚州で書かれたものというが（元祐七年、五十七歳）、相手の陳傳道なる人は、みずから蒐録した東坡の詩を届けて來たばかりでなく、それを刊刻したいと申し出たらしく、東坡はそれを斷わっている。

○錢塘詩は皆な率然として筆に信せしに、一一收録を煩わす。祇だ以て其の短を暴わすのみ。」某方に市人の利を逐い、好んで某が拙文を刊するを病み、其の板を毀たんと欲す。矧んや更に人をして刊せしむるをや。當に稍

暇なるを俟ちて盡く舊詩文を取り、其の甚だしくは悪しからざる者を存して一集と爲すべし。公が過ちて其の言を取るを以て、當に一本を録せしめて奉寄すべし。今示す所の者は、惟だに脱誤有るのみならず、其の間に亦た他人の文有り。(興陳傳道、道光本卷50、續集卷4)

さきに元豊のはじめすでに營利出版による詩集が流布していたことを擧げたが、この書簡によれば、その後もその種の出版が絶えなかったことがわかる。そしていい加減な編輯の作品集が流布することに不満を覚え、この頃にはみずから集を編定することを考えはじめたらしい。またここではその収録の正確なことが指摘されているが、編録二十卷に及び、かつその精を褒められている人もある。

○書教及び拙詩文二十卷を編録せるを示さる。軾 平生言語文字を以て世に知られ、亦た此を以て疾を人に取る。得失相補うも、作らざるの安きに如かざるなり。此を以て常に筆硯を焚棄して瘖黙の人と爲らんと欲するも、習

蘇東坡書簡の傳來と東坡集諸本の系譜について(村上)

氣宿業、未だ盡くは去ること能わず。亦た手に隨つて雲散鳥没せりと謂いしに、知らず足下の黙して其の後に隨い、撥拾編綴して、略遺する者無からんとは。之を覽て慚汗す。多言の戒と爲す可し。然して世の軾が詩文を著うる者多きも、率ね眞僞相半ばす。又た多く俗子の改竄する所と爲り、之を讀めば人をして平らかならざらしむ。然れども亦た怪しむに足らず。眞を識る者少なきは、蓋し古より病とする所なり。(中略)今足下の示す所の二十卷は、一篇の僞なる者無く、又た謬誤少なし。(答劉沔都曹書、後集卷14、道光本卷46)

なおこの一文は末尾に「海外に在りて孤寂無謬」とあるので、晩年に海南島において書かれたものに違いない。

東坡の詩文集の著録として最も早く、かつ最も信頼できるものは、いうまでもなく東坡逝世の翌年に弟の蘇轍が書いた墓誌銘(亡兄子瞻端明墓誌銘)の記載であり、これには

○東坡集四十卷、後集二十卷、奏議十五卷、内制十卷、

外制三卷、和陶詩四卷、

が擧げられ、これらは東坡自身もしくはその一族によって編定された、いわば蘇氏公認の集とみてよいが、さきに列擧した資料をみるに、このほかに他人が随時編輯したさまざまな詩文集があり（愛好者が輯録したものと營利出版とがあるようだが）、それらは傳寫または刊刻されて早くから世に流布していたに違いない。

北宋における東坡詩文の流行のさまを傳える資料を更に二三擧げておこう。たとえば朱子（朱熹）の従父に當る朱弁は、北宋末期に蘇文の禁令が發せられてのちもなおその傳誦が絶えなかつたことをつぎのように傳える。

○東坡の詩文は、落筆するや輒ち人の傳誦する所と爲る。  
（中略）崇寧・大觀の間（徽宗、一一〇二〜一一一〇頃）、海外的詩盛行す。（中略）是の時 朝廷嘗に禁止し、賞錢増して八十萬に至ると雖も、禁ずること愈嚴にして、傳わるること愈多し。往往にして多を以て相夸る。士大夫

坡詩を誦すること能わざれば、便自ち氣索なるを覺え、人或は之を不韻と謂う。（曲洎舊聞卷8）

またその傳播の廣き、契丹にまで及んだことは、東坡自身ものしるす所である。

○頃神道碑、墓誌數篇を作る。碑は蓋し旨を被りて作り、誌文は景仁丈の世契にして辭するを得ざりしを以てなり。寫して呈せんと欲するも、未だ暇有らず。聞く都下に已に開板せりと。想うに即ち之を見しならん。某頃虜使に伴するに、頗か能く某が文を誦せり。以て虜中（中原）に皆な中原の文字有るを知る。故に此の碑（原注、富公碑を謂うなり）を爲り、虜をして通好用兵の利害の在る所を知らしめんと欲せしなり。（與陳傳道」、道光本卷50、續集卷4）

「富公碑」すなわち「富鄭公神道碑」（正集卷37）には冒頭に、富弼が契丹に使い、歲幣を増して契丹の出兵をとど



める交渉に成功した經緯（慶曆二年、一〇四二のこと）を詳細にし、その一段を

○北方事無きこと蓋し又た四十八年なり。契丹の君臣今に至るも其の語を誦し、其の約を守りて敗るに忍びざるは、其の心に曉然として通好用兵の利害の在る所を知るを以てなり。故に臣嘗て竊かに之を論ず、百餘年間、兵大いには用いざりしは、眞宗仁宗の徳と、寇準と公との功なりと。

と結んでいるが、さきの書簡によれば、この文章は契丹人に讀まれることを豫想して書いたのである。なおその前にこの神道碑と「范景仁（范鎮）墓誌銘」（正集卷39）とが「都下」——おそらくは汴梁で刊刻されていたらしいことをもしるしている。この書簡は道光本に「揚州」と注記があるのに従えば、元祐七年、東坡五十七歳のときに書かれたものである。また別に東坡の詩集が、その生存中に契丹の領域内で刊行されていたことを示す資料もある。

蘇東坡書簡の傳來と東坡集諸本の系譜について（村七）

○張芸叟（張舜民）使を大遼に奉じ、州館中に宿するに、子瞻が老人行を壁に題せし者有り。聞くに范陽今の北京近傍の書肆亦た子瞻が詩數十篇を刻し、「大蘇小集」と謂うと。子瞻が才名は當代に重く、外夷虜に至るまで亦た愛服すること此の如し。芸叟其の後に題して曰く、誰か佳句を題して幽都に到る、逢著す胡兒の大蘇を問うに、と。（王闢之「澠水燕談錄卷4」）

この隨筆集には紹聖二年（一〇九五）の序が附されているが、それは東坡六十歳のときに當る。

つぎに東坡の手蹟が宋代文人の間で珍重されたさまを傳える記述をいくつか挙げる。まず生存中のものとして、右の「澠水燕談錄」の同じ巻につきぎのようにある。

○子瞻が文章議論は當世に獨出す。風格高邁にして、眞の謫仙人なり。書畫に至るまで、亦た皆な精絶なり。故に其の簡筆、才し落手すれば即ち人の爲に藏し去らる。眞跡を得る者有らば、珠玉よりも重んず。

そして南宋になつてもこうした風潮は一向に衰えなかつた。そのことは著名な官僚文人たちの東坡の手蹟に對する跋文が少なからず存していることから窺われる。ここでは特に書簡に關するものを二三擧げておく。

○二蘇兄弟、行は冰雪の如く、以て下りて百世を照らすに足り、望は九鼎の如く、以て坐して群奸を銷するに足る。學士大夫、其の片文隻字を得ば、輒ち藏し去つて以て榮と爲す。蓋し特に其の華藻を取るのみに非ざるなり。質公帖は是れ中年の書、南至帖は疑うらくは叔黨（三男蘇過）輩が代作ならん。寄米帖、淵明詩は遄媚秀傑、晩年の精妙なること此の如し。（周必大「跋宗室子從藏前輩帖」、〔益公題跋卷9〕）

○官本は此の書を集に載せず。惟だ麻沙本及び別集のみ之れ有り。故人劉錢壽使君の子、宗爽兄弟が家に眞跡を藏す。（同前「題東坡上薛向樞密書」、〔同前卷3〕）

因みに右の「上薛向樞密書」は現在どのテキストにもみ

えないものであり、ここにいう「麻沙本」および「別集」なるものは、現行のいずれのテキストとも結びつかないで失なわれてしまったらしい（これらの點については更にのちに述べる）。

○先大父左轄、元祐中に小宗伯より自ら請うて穎に守たり。年を逾えて南陽に移る。而して蘇公 北扉より穎を得、大父と代を爲す。此れ當時往來せし書なり。書は三幅あり。前後二幅は叔父の房に藏さる。其の一幅は則ち從伯父彥遠 之を得、亡兄次川又た伯父に得たり。此れ是れなり。傳授明白なれば、以て疑わざる可し。而るに或る者 其の摹倣に出づるかと疑う。眞を識る者寡なきは、前輩の歎ぜし所なり。（陸游「跋坡谷帖」、〔放翁題跋卷6〕）

陸游の祖父陸佃は、禮部侍郎（小宗伯）から潁州の知事に轉出し、ついで鄧州（南陽）に移った（〔宋史卷三四三、本傳〕）。このとき翰林學士承旨（北扉は翰林學士をいう）から

外任を願ひ出た東坡が代つて潁州に來任するが（元祐六年、五十六歲）、その際に陸佃に寄せた書簡三通が陸氏に珍藏され、その中の一がこれだといふのである。なお陸佃宛の書簡三通というのも現在は知られていない。

右の末尾に、これを模本だといふものがあるけれども來歴明白で疑う餘地はないと強調しているが、東坡手蹟の偽物が早くから流布していたらしいことはこれも種々の記載があり、東坡の眞跡がいかに珍重されたかを裏書きするものといえよう。一例として黃山谷につきのような興味深い一文がある。

○此の帖、安陸張夢得簡は、是れ丹陽の高述の偽作なるが似し。蓋し糟薑山芋帖に依旁して之を爲りしならん。然れども語意筆法皆な東坡の堂に升らざるなり。高述と潘岐は皆な能く東坡の書を贗作す。余初め猶お夢得簡は是れ眞蹟なるかと恐れしも、之を熟觀するに及び、終篇皆な假託なるのみ。少年輩の好惡を識らざること乃ち此の如し。東坡先生が晩年の書は尤も豪壯にして、海上風

蘇東坡書簡の傳來と東坡集諸本の系譜について（村上）

濤の氣を挾む。尤も他人の到る所に非ざるなり。（黃庭堅「跋偽作東坡書簡」、「山谷題跋卷5」）

この文章は「東坡先生晩年書」といふいい方からすれば東坡の卒後のもらしく、東坡の卒年、一一〇一年から山谷の卒する一一〇五年の間に書かれたとみてよいが、その間僅か四年であることを思えば、偽物はその生存中から現われていたものと考えられる。そして二人の名前を擧げてある所などは、いわば札つきの偽物作りがいたらしく、また「語意筆法」といふ所からすれば、筆蹟をまねただけでなく、文章まで捏造していたらしい。従つて現存一千四百餘首の書簡の中には、偽託の文章が含まれている可能性も考慮しておかねばなるまい。

つぎに朱子が東坡を好まず、しばしば批判の語を發していることはよく知られているが、それでも家に東坡の書簡を藏していたことをみずからしるしている。

○蘇公が翰墨は世の寶藏するところと爲る。故に流俗に

偽作者多し。余が家に其の德叟先輩に與うる書兩紙有り。詞意超然として、筆勢飛動す。觀る者尙お或は之を疑う。余も亦た辨ずること能わざるなり。今 作肅の藏する所を觀るに、源流自有り、而して二公の賞識すること此の如し。其れ亦た以て疑い無かる可し。(朱熹「跋周司令所藏東坡帖」、「晦菴題跋卷3」)

なお東坡の手蹟は單に珍藏されていただけでなく、石に刻され法帖として通行していた。その最も有名なものは汪應辰(聖錫)の編刻した「成都西樓帖三十卷」(または「東坡書髓十卷」)で、これについては陸游の記載がある。

○成都の西樓下に汪聖錫が刻せし所の東坡帖三十卷有り。其の間の李給事陶に與うる一帖は、大略此の帖と同じ。

(中略)予謂えらく、武子當まさに善工と堅石を求めて之を刻し、西樓の帖と天下に並び傳うべし、當まさに獨り私に囊褚し、見る者をして恨み有らしむべからず、と。(陸游「跋東坡帖」、「放翁題跋卷4」)

因みに右の文中にみえる「武子」とは施宿の字、父施元之らの著わした「注東坡先生詩四十二卷」(いわゆる「施注蘇詩」)を最初に刊行した人であり、この書に附する年譜の編者でもある(小川環樹、倉田淳之助「蘇詩佚注」上下、参照)。右の文はこの施宿の藏する東坡帖が「西樓帖」中のものと類似することをいう。陸游はこの「西樓帖」を愛藏し、その中から更にすぐれたものを選んで「東坡書髓」と名づけた。

○成都の西樓下に石刻せし東坡法帖十卷あり。其の奇逸なる者を選びて一編と爲し、「東坡書髓」と號す。三十年間、未だ嘗て手より釋かず。去歲 都下に在りて脱敗すること甚しければ、乃ち再び之を裝緝せり。嘉泰三年、歲在癸亥、九月三日、務觀老學菴北窓手記。(「跋東坡書髓」、「放翁題跋卷4」)

嘉泰三年(一二〇三)は放翁七十九歳、この年の五月に彼は致仕して歸郷している。西樓帖には乾道四年(一一六八)

の汪應辰の跋があるが、嘉泰三年から三十年前といえは乾道九年に當り、放翁は例の「入蜀記」を著わした乾道六年から淳熙五年（一一七八）まで八年間に亙って蜀中、それも多くは成都に滞在しているので、おそらくその間にこの帖を入手して愛賞していたのである。

また同じ陸游のしるすつぎの一文をみれば、當時すでにいろいろ比較検討ができるほど各種の東坡法帖があったことがわかる。

○此の碑は蓋し所謂の横石小字なる者ならんか。さざしろ頃  
又た嘗て豎石本を見たり。字亦た絶大ならず、數簡の行筆、尤も奇妙にして貴ぶ可し。成都西樓帖十卷中に書する所の郭熙が山水の詩と頗か相甲乙す。（跋東坡帖、「放翁題跋卷3」）

なお以上陸游の三跋をみるに、最初の一條では「西樓帖」を三十卷とし、あとの二條では十卷としているが、編者汪應辰の跋には

蘇東坡書簡の傳來と東坡集諸本の系譜について（村上）

○右 東坡蘇公帖三十卷。採訪して得し所毎に即ち以て石に入れ、復た銓次せざるなり。

とあるので、原編はやはり三十卷であり、おそらく陸游が「其の奇逸なる者を選びて一編と爲し、東坡書體と號」したときに十卷としたのであろう。<sup>(9)</sup>

以上に列舉したような諸資料を通覽するに、東坡の詩文を抄録蒐集、更には刊刻するものが、その生存中から南宋一代にわたって珍重され、また石に刻されて法帖として流布していたことなどの状況を、かなり具體的に知ることができる。もとよりこのように詩文や手蹟が敬重されたのは、北宋文人の中で東坡一人にとどまるものではないが、その程度においてやはり東坡は群を抜いていたようであり、正集、後集に省かれた詩文が傳わる可能性もそれだけ大きいことになる。そしてその中には當然書簡も含まれるし、殊にその手蹟が「珠玉よりも重ん」ぜられたことは、零細な尺牘までが保存される可能性を示すものといえよう。この

ような状況のもとに東坡の書簡は異常に多數が傳存し得たのである。

#### 四

つぎに宋代における東坡詩文集の編纂および刊刻の状況を概観する(ただし内外制、奏議や詩の專集など、書簡を含む可塑性のないものについては省略する)。

まず蘇轍の撰する墓誌銘に「東坡集四十卷」以下の記載があることはすでに挙げたが、當然のことながら刊刻については觸れていない。陳振孫の「直齋書錄解題」では

○東坡集四十卷、後集二十卷、内制集十卷、外制集三卷、奏議十五卷、和陶集四卷、應詔集十卷

と著録するが、これはさきの墓誌銘の記載に比して末尾の「應詔集」が多い。そしてこの條の注記には

○杭、蜀本同じ。但し杭は應詔集無し。

とあり、また後にも引く「東坡別集」の條には

○蓋し杭本は坡公の無恙なりし時に當りて、已に世に行なわれしなり。

とあるので、杭本の方は墓誌銘の記載と全く同じ内容であり、東坡の生存中に刊行されていたらしく、のちになつて「應詔集」の加わつた蜀本が現われたのであろう。なお晁公武の「郡齋讀書志」の著録は、右の「直齋解題」のそれと全く同じであるが、テキストについての記載がない。

さきに示したような市人の營利出版ではなく、いわば正統的な東坡集がその生存中にすでに出版されていたことは、右の「直齋解題」の注記によって知られるが、更に他の資料によって裏づけることができる。

○蘇仲虎言えり、澄心堂紙を以て東坡の書を求めし者有り。仲虎をして京師印本東坡集を取り、其の中の詩を誦せしめて即ち之を書す。「邊城の歲暮 風雪多し、強い

て香醪を壓して君と別る」に至り、東坡筆を聞き仲虎を怒目して云く、汝便ち「香醪」と道いしや、と。仲虎驚懼す。之を久しうして方めて覺る、印本誤りて「春醪」を以て「香醪」と爲せしことを。(邵博「邵氏聞見後錄卷19」)

「仲虎」は東坡の孫(長子邁の子)蘇符の字。蘇符は南宋のはじめ高宗に仕え、禮部侍郎、給事中などに任じている。

筆者邵博は北宋の儒者邵雍(邵康節)の孫に當る人で、この二人はほぼ同世代と考えてよく、右はおそらく直接聞いたところをしるしたものと思われる(「聞見後錄」には紹興二十七年の自序がある)。要旨は、東坡が書を求められて孫の蘇符に「京師印本東坡集」中の詩を讀み上げさせながら書いていた、途中で蘇符が讀み違えたので東坡は筆を置いて睨みつけたが、それは京師印本の誤刻であった、というのである。そこに擧げられているのは、「曾仲錫通判の京師に如くを送る」詩の首二句、問題の箇所は現在通行の成化本などではみな「春醪」となっている(後集卷3)。誤刻があ

蘇東坡書簡の傳來と東坡集諸本の系譜について(村上)

ったとはいえ、東坡自身がいい加減な版本を用いるはずはないし、蘇符に讀み上げさせたとすれば東坡のごく晩年の話に違いないから、この本はおそらく墓誌銘記載と同一の編次であつたろう。留意すべきは右の詩が後集所收のものであることで、後集もまた東坡生存中に刊刻されていたのである。また南宋になつても杭州を指して「京師」ということは少ないように思うが、右にいう「京師」が汴梁を指すとすれば、陳直齋の擧げる杭本、蜀本のほかに、生存中に汴梁(開封)で刊刻された本があつたことになる。

ついで東坡の卒後、北宋の末期になつて、いわゆる舊法黨の追放が一段と厳しくなり、東坡らの著述が一齊に禁書となつたことはよく知られているが、それらの記事から逆に當時における東坡集の盛行のさまを窺うことができる。以下關係資料を整理して考察を加える。

例の元祐黨籍碑が最初に建てられたのは、東坡逝世の翌年、崇寧元年(一一〇二)のことであるが(崇寧三年重定)、翌二年には焚書令が出ている。

○(崇寧二年) 四月丁巳、詔して蘇軾の東坡集并びに後集の印板を焚毀せしむ。(中略) 乙亥、詔して三蘇、黃(庭堅)、張(耒)、晁(補之)、秦(觀)及び馬涓の文集、范祖禹の唐鑑、范鎮の東齋記事、劉攽の詩話、僧文瑩の湘山野錄等の印板を、悉く焚毀を行わしむ。(楊仲良「續資治通鑑長編紀事本末卷一二」<sup>(1)</sup>。なお「皇朝編年綱目備要」、「皇宋十朝綱要」、「宋史、徽宗本紀」にも同様の記事がある。)

右の文中に「印板」の文字があるからには、この頃これらの書物はすべてすでに刊行されていたのである。この禁令は崇寧五年に一度ゆるめられたようであるが、宣和年間に再度布告されている。

○崇寧五年春正月、……黨碑を毀ち、方田等の法を罷む。  
——黨人一切の禁を除く。(「皇朝編年綱目備要卷27」)

○(宣和五年七月) 元祐の學術を禁ず。——中書省言す、福建路 蘇軾、司馬光の文集を印造すと。詔して板を毀

たしめ、今後 擧人の元祐の學術を傳習せる者は、違制を以て論ず。……明年又た之を申嚴す。冬又た詔して曰く、朕 初服より元祐の學術を廢せしに、比歲復た蘇軾、黃庭堅に尊事するに至る。軾と庭堅は罪を宗廟に得、義として天を戴かず。片文隻字も並べて焚毀して存するなからしめ、違う者は大不恭を以て論ぜんと。靖康初めに之を罷む。(「同前卷29」。なお「皇宋十朝綱要」も同じ)

右の後段に「片文隻字云云」とあるのは、おそらく東坡山谷の手蹟を藏することをも禁じたのであろう。同様の記事が「宋史」にもみえる。

○(宣和六年) 冬十月庚午、詔して蘇、黃の文を收藏習用する者有らば、並べて焚毀せしめ、犯す者は大不恭を以て論ず。(「宋史卷22、徽宗本紀」)

これらの禁令が必ずしも徹底して守られたわけではないことは、右に擧げられた諸書が、概ねは現在も傳存してい



ることから知られるが、ひそかに禁書を所持する者が絶えなかつたことを示す記事がある。

○宣和の間、東坡の文字を申禁すること甚だ嚴なり。士人の竊かに東坡集を携えて城を出づる有り。闈者の獲る所と爲り、有司に執送せらる。集後の一詩を見るに云う、文星落つる處 天地泣く。此の老已に亡し 吾が道窮まれり。才力は謾りに超ゆ 生ける仲達、功名は猶お忌む死せる姚崇。人間便ち覺ゆ 清氣無きを、海内 何ぞ曾て古風を識らんや。平日の萬篇 誰か愛惜する、六丁收捨す 上瑤宮に、と。京尹 其の人を義とし、且つ己を累せんことを畏れ、因りて陰かに之を縦はなつ。(費滾「梁溪漫志卷7」)

右は開封における話であろうが、都においてかくの如くであったとすれば、地方においてはなおさらであつたらう。また書物ですら禁令が徹底しなかつたとすれば、「片文隻字」の所持を禁じたところで、どれほど實效があつたかは

蘇東坡書簡の傳來と東坡集諸本の系譜について(村止)

疑問である。

この禁令は、靖康元年に蔡京らが失脚するとともに解除となり、南宋に入るや完全に復権した。殊に南宋第二代の孝宗は東坡の詩を酷愛し、宰執の職に就いたことのない東坡に、特例として太師を追贈している。<sup>(12)</sup>更に曾孫の蘇嶠に東坡文集の贊を賜わっているが、これは蘇嶠が建安において刊刻した東坡集に對して下賜されたものであろう(乾道九年)。蘇嶠が東坡集を刻したことは、のちに擧げられるように「直齋書錄解題」および「郡齋讀書志附志」の「東坡別集」の條にみえているが、そのほかに「朱子語類」にもつぎのような記載がある。

○(東坡「赤壁の賦」に)又た云う、「盈虚する者は代るが如し」と。「代」字 今多く誤まりて「彼」字に作る。

「而して吾と子との共に食する所なり」と。「食」字多く誤まりて「樂」字に作る。嘗て東坡の手寫本を見しが、皆な「代」字「食」字に作れり。頃年 蘇季眞 東坡文集を刻せり。嘗て見るに「食」字の義を問う。之に答え

て云う、食邑の食の如く、猶お「亭」と言うがごときなりと。(「朱子語類卷一三〇」)

「季眞」はすなわち蘇嶠の字、朱子は蘇嶠と交際があったことがわかる。なお成化本の序にいう「建安本」もおそらくこれを指すであろう(後出)。

このほか別種の宋刊本としては、さきに引いた周必大の「益公題跋」にみえる「官本」(「官本不載此書于集」——「跋東坡上薛向樞密書」、前出)と成化本の序にみえる「宋時曹訓所刻舊本」(序は後出)とがある。曹訓という人物は未詳であるが、この序に他の諸本については「歳の既に久しきを以て、木朽ち紙弊れ、今に至りて已に復た全からず」といい、この曹訓刻本を主たる底本としたことをしている。この、相對的に新しい、すなわち南宋末の刊本であろう。

更に臺灣の「國立中央圖書館宋本圖録」には「眉州刊大字本」(存正集卷十七)と「黃州刊本」(存奏議卷十四、十五)の二種を擧げている。この中「眉州刊本」の方は「直齋書錄解題」にいう「蜀本」がそれかとも思えるが、「黃州刊

本」の方はこれまでに擧げた諸書の記載にこれに相當しそうなものはない。

以上に擧げ來った諸本は、必ずしも斷言はできないもの、おそらく正集後集を中心とする、つまり墓誌銘の記載と同一、またはこれに準ずる編輯(「應詔集」が加わるなど)のものと考えられる。もう一度整理しておくならばつぎの八種である。

- 一、杭本(「直齋書錄解題」)
- 二、蜀本(眉州刊大字本)(「同前」)また國立中央圖書館藏殘本)
- 三、京師印本(「邵氏聞見後錄」)
- 四、福建路印本(「皇朝編年綱目備要」)および「皇宋十朝綱要」)
- 五、蘇嶠刊建安本(「直齋書錄解題」)、「邵齋讀書志附志」および「朱子語類」)
- 六、官本(「益公題跋」)
- 七、曹訓刻本(成化本「重刊蘇文忠公全集序」)
- 八、黃州刊本(國立中央圖書館藏殘本)

右の中には同一の本の別稱が含まれているかもしれないのであるが、そのことが確認されない限りは、とりあえず八種としておくほかはない。また國立中央圖書館のほか、北京圖書館やわが國の内閣文庫、宮内廳書陵部などにも宋刊本東坡集が何種か藏されているが、それらが右の中のどれに當るか、もしくは全く別の本であるかなどは未詳である。

つぎに右に挙げたいわば正統的編輯の全集以外に、更に早い時期から、東坡の崇拜者が編録したものや、營利を目的として編刊された詩文集があったことは、前節において述べたとおりであるが、それらをもう一度整理して左に列挙しておく。

○元豐續添蘇子瞻學士錢塘集（坊刻、おそらく元豐元年、一〇七八、刊）

○超然集、黃樓集（陳師仲編、東坡黃州流謫の初期、元豐三年頃の編輯）

○錢塘詩（陳傳道編、冒頭の錢塘集とは別、元祐四、六年の蘇東坡書簡の傳來と東坡集諸本の系譜について（村上

間、知杭州の任に在ったときの作を収録したものと推定される）

○大蘇小集（范陽書肆刊、紹聖二年以前）

○詩文二十卷（劉沔編、東坡が海南島にいたとき、紹聖四年、元符三年の間の編輯）

更に南宋になって、全く独自の體例をもつ詩文集が何種か編刊されているが、それらについてつぎに述べる。

そのひとつは「麻沙本大全集」で、さきに引いた周必大の跋や、そのほか成化本の序などには單に「麻沙本」としてみえるだけであるが、「直齋書錄解題」の「東坡別集」の條の中につぎのような記述がある。

○麻沙書坊に又た大全集有り。志林雜説の類を兼載し、亦た雜うるに頴濱（蘇轍）及び小坡（蘇過）の文を以てす。且つ問訛譌の勦入せる者有り。

右の記述及び麻沙本一般の性格から推して、この本はお

そらく編纂の精よりは収録の多を誇る營利出版であり、正集後集に含まれていないものをも収録していたことは、現行のどの本にもみえない「上薛向樞密書」がこの本には収められていたことを周必大が述べていることによつて知られる（前出）。逆にこの書簡を載せていない「官本」の方は、正集後集中心のものであつた可能性が強い。なお内閣文庫に宋麻沙本の「類編増廣顧濱先生大全集一百三十七卷」<sup>(14)</sup>を藏しているが、右の東坡の大全集もおそらくこれと同類であり、セットとして刊行されたのかもしれない。

つぎに「東坡先生別集」と稱するものがあるが、この稱をもつ宋本は一種にとどまらない。まず宋代書誌の著録として、「直齋書錄解題」と「郡齋讀書志附志」の雙方にみえているが、兩者は刊行の由來を同様にしるすのに卷數は異なっている。

○東坡先生別集三十二卷續別集八卷。

右、東坡先生別集續別集は、乃ち蘇公嶠の建安に刊置して刪略せる者なり。淳祐甲辰、廬陵の郡庠刊。

（趙希弁「郡齋讀書志附志卷5」）

○東坡別集四十六卷

坡の曾孫給事嶠、季眞、家集を建安に刊す。大略杭本と同じ。蓋し杭本は坡公の無恙なりし時に當りて已に世に行なわれしなり。麻沙書坊に又た大全集有り。

（中略、前出）張某なる有りて吉州を爲む。<sup>おき</sup>建安本の遺す所を取りて盡く之を刊して、攷訂を加えず。中に應詔策論を載す。蓋し建安本も亦た應詔集無かりしなり。  
（「直齋書錄解題卷17」）

すなわちともに蘇嶠刊建安本の遺を集め、吉州<sup>(15)</sup>（廬陵）で刻されたという。従つて全く別の本とは思われず、卷數が異なっているのはおそらく郡齋附志著録の方が初編本で、直齋著録の方は増輯本なのであろう。なお「宋史藝文志」には「別集四十六卷」とあつて、直齋著録の方と一致する。また成化本の序には「初めに杭、蜀、吉本有り、云云」と並列されているが、正集後集などが吉州で刻されたという

記録が見當らないところからすれば、この「吉本」はここにいう別集を指すものと思われる。更にさぎに引いた周必大の「益公題跋」にも「麻沙本」と並んで「別集」というのが擧げられているが、これは右の吉州刊の「別集」とは別の本とみななければならぬ。吉州本は右の「郡齋附志」に「淳祐甲辰（四年、一二四四）刊」としるされているが、周必大はその四十年前（嘉泰四年、一二〇四）に卒しているからである。すなわち吉州本「別集」以前にも「官本不載」のものを収録した別の「別集」が存在したのである。

更にもうひとつ重要なのは「東坡先生外集」である。現在みられるこの名稱の刊本は、明末、萬曆三十六年（一六〇八）序の八十六卷本であるが、私は宋人の編にかかる底本が存在したと思う。右の康丕揚なる人の序には、二種の抄本を校合して刻することをしるすだけではつきりしないが、そのあとの年譜に續けて録されている編輯の由来を述べた一文は、標題も紀年も署名もないけれども、その内容から推して宋人の手に成るものと考えられる。この文章は處々に缺落があつて讀みづらいが、要處を左に摘録し

蘇東坡書簡の傳來と東坡集諸本の系譜について（村七）

ておく。

○南行集、坡梁集、錢塘集、超然集、黃樓集、眉山集、武功集、雪堂集、黃岡小集、仇池集、毗陵集、蘭臺集、眞一集、岷精集、揆庭集、百斛明珠集、玉局集、海上老人集、東坡前集、後集、東坡備成集、類聚東坡集、東坡大全集、東坡遺編、

右、文忠蘇先生の文集の世に傳わる者 蓋し此の如し。惟だ姑蘇に傳うる所の前後集六十卷のみは編次倫有り。歲月の間に小差有りと雖も、是なる者 十に九なり。其の他の諸集は皆な同時の諸人の文字を雜え取り、苟めに部帙を滿たす。一章にして兩見する者有り、題異なりて文同じき者有り、叢冗互復、良に學士大夫の覽觀を悞らしむ。今 如上の諸集を將て詳らかに校定を加う。其の文 既に他の集（おそらく前後集を指す、村七）に出づる者は、敢えて取らざる所なり。（中略）輒ち類附を以て合して一編と爲し、目して外集と曰う。（中略）親蹟の先生の孫子と凡そ當時の故家に出づる者皆な在り。庶幾くは是の集

を觀る者、前後二集を併あせんことを。則ち先生の文復た逸遺の憾み無からん。而して如上の諸集は皆な廢す可きなり。(後略)

この文章、冒頭に二十四種の東坡詩文集を列舉している所は極めて興味深い。そして説明をみると、前後集六十卷は別格とし、他の諸書を綜合して前後集に漏れたものを類編し、更に親蹟の存するものを加えてこの書を成したのであり、外集の稱は前後集に對する稱であることがわかる。従つて前後集とこの集とを併せれば、「復た逸遺の憾み無からん」と稱したのである。冒頭二十四種の並べ方にはおのずから序列があるようで、おそらく前後集より前の「海上老人集」までの十八種は、前後集出現以前、東坡生存中のさまざまな時期にさまざまな形で編輯されていたものではないかと思う。たとえば冒頭の「南行集」は、母程氏の喪があけて、再度眉山から開封に赴いたときの旅中の詩を集めたものであり、「超然集」、「黃樓集」はさきに引いた「陳師仲に與うる書」にみえていた名で、おそらくその本

であろう。「錢塘集」はあるいはこれもさきに擧げた「蘇子瞻學士錢塘集」であるかもしれない。そして前後集のあの四種は、その名稱からして、前後集の出現後に、その増補改編もしくは補遺として編まれたものと思われる。たとえば「東坡大全集」は前出の麻沙本を指すであろう。

これら二十二種の集はすべて現在みることができなかりでなく、比較的早く失なわれたであろうことは、それらがいづれも「宋史、藝文志」に著録されていないことから窺われる。因みに「宋史、藝文志」の別集類中に列舉する東坡の集はつぎのとおりである。

○蘇軾前後集七(當作六、村上)十卷、奏議十五卷、補遺三卷、南征集一卷、詞一卷、南省說書一卷、應詔集十卷、内外制十三卷、別集四十六卷、黃州集二卷、續集二卷、和陶詩四卷、北歸集六卷、僮耳手澤一卷、

このように「宋史、藝文志」にも著録されていない數多くのテキストを綜合して「外集」を編纂することが、明代

になってからできるとは思えないし、また「親蹟の先生の孫子と凡そ當時の故家に出づる者皆な在り」などというのも、明人の口吻ではあるまい。従って現在みられる萬曆刊の「外集」が、宋人の編する所をどの程度忠實に覆刻しているかは何ともいえないが、少なくとも宋人編「外集」を原資料として使用していることはおそらく間違いないものと思う。

なお宋代に編刊された東坡の集としては、右に挙げたほかに「經進東坡文集事略六十卷」（郎擘編、四部叢刊景印宋本）や「三蘇先生文粹」（靜嘉堂藏宋刊本）などが知られているが、正集後集にみえない書簡を含むものではないので省略する。

## 五

前節においては宋代における東坡詩文集の編刊の状況を概観したが、つぎにそれをふまえた上で、現在われわれが見る東坡の書簡がどのような由來をもつかを考えてみたい。

まず第一に正集後集に収録する書啓は、東坡生存中に

蘇東坡書簡の傳來と東坡集諸本の系譜について（村上）

（おそらくは彼自身によって）編定されたものをそのまま傳えているのであるから、傳來についての問題はないといつてよい。ついで「東坡先生簡墨尺牘八卷」は、少なくとも元刊本までは溯れるので、かなり早く編輯されていたことがわかる（ただ編輯の事情は不明で、現在のところそれを解明する手がかりはない）。

つぎに成化刊七集本の「東坡續集」および道光間眉州刊本「東坡集」に収めるものは、數量的にいえば現存東坡書簡の中で大きな部分を占めるが、現在普通にみられるものは刊行の時期が遅く、傳來について問題が多いので、以下の兩者に問題をしばって考察を加えることにする。

まず成化本續集所收の書簡についてであるが、興味深いのは、これが前章に挙げた「東坡先生外集」の書簡の部分とかなり重なるという事實である。はじめに述べたように續集所收の書簡は、合計八百九十五首にのぼるが、その中の七百九十六首は「書簡」と題する卷四から七までの四卷に収録されている（これが道光本における「尺牘」の部にほぼ相當する。他の九十九首は啓および書として卷十、十一に收め

る)。この四巻を萬曆刊「外集」巻六十三から八十一に至る「小簡」八百三首と比べると、内容や序列にかなりな類似点が見出される。續集巻四の第一首は「與李方叔」であり、外集巻六十三のそれは「謝呂龍圖」であつて、以下の

百數十首は全く對應關係がないのであるが、續集巻四、第百六十五首の「謝呂龍圖」から巻七の末尾「與徑山長老惟琳」までは、外集巻六十三至八十一の序列と概ね重なるのである。ただ丁寧に照合して行くと續集の方に到る處に脱落があるが、その脱落した分は、實はそのほとんどが「謝呂龍圖」の前、つまり第百六十四首までの間にみえている。

すなわち外集の序列を基準にして續集の方をみれば、中間の隨處から百數十首を抜き出して前に並べ、第百六十五首から以下の六百餘首はもとの序列のままという形になっている。ただ若干相互に複雑な出入があり、總數も合致しないが、全體からみてその出入がそれほど多くないことは確かである。そこで先述のように外集が元來は宋人の編であつたとするならば、續集の少なくともこの部分は、全くの

「隨得隨編」(寶華齋刻本、繆荃孫校記の語)ではなく、外集

を基礎として改編したものではないかという推測が成立する。ただし成化刊本の序には外集の名はみえず、續集の編纂についてはつぎのようにしるしている。

○復た徧く之を求め、宋時に曹訓の刻せし所の舊本、及び仁廟の刻せし所の未完の新本を得たり。重ねて校閲を加え、舊本の卷帙に仍依し、舊本に無くして新本に有る者は、則ち續集と爲し、并せて之を刻す。

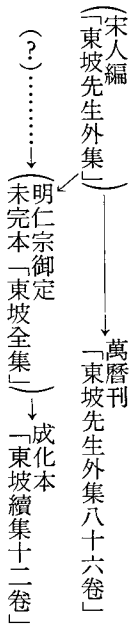
すなわち成化本七集の中の六集は、「宋時曹訓所刻舊本」の體裁をそのまま襲ひ、「仁廟所刻未完新本」にはそれ以外の作品をも收めていたので、それだけを別にして「續集」としたというのである。この序をそのまま受けとるならば、これらの書簡も、直接に「外集」(萬曆刊本の祖本)を用いたのではなく、「仁廟所刻未完新本」なるものを経て取りこまれたものらしい。この本については同じ序の中につぎのようにある。

○(前略)歐陽の文は惟だ歐の自ら選せる「居士集」のみ、



大蘇の文は惟だ呂東萊の編する所の「文選」のみ、前の數家（韓柳曾王を指す―村上）と並び行なわる。然れども僅かに十中の一二なり。其の全集は則ち宋時の刻本存すと雖も、内閣に藏せらる。仁廟亦た嘗て工に命じて翻刻せしめしも、歐集は止<sup>た</sup>だ以て二三の大臣に賜いしのみ、蘇集は工の未だ畢らざるを以て、上 升遐せり。故に二集の世に傳わるや獨り少なし。

仁宗洪熙帝は成祖永樂帝の長子、永樂帝の跡を繼いで僅か一年で崩じており（一四二五）、その勅命によって東坡全集が編刊されつつあったが、崩御のために未完に終わったというのである。多少の想像を加えるならば、この「未完新本」の編纂に宋本の「外集」が取りこまれていたのであり、それが「續集」に受け繼がれたのであろう。この想定を圖式化すると、つぎのようになる。



蘇東坡書簡の傳來と東坡集諸本の系譜について（村上）

少なくとも成化本續集の「書簡」の部に關しては、右のような圖式が充分に考えられると思う。なお兩者の配列のしかたについてであるが、外集は同一人宛の書簡が處々に散見し、基準がないようにみえるけれども、實は相手にかわりなく、全體が書かれた時期の順に配列されていたのである。最初に「謝呂龍圖」がおかれているが、相手の呂公著が龍圖閣學士になったのは英宗のときであるし、内容からいって東坡が治平二年（一〇六五）三十歳のとき、鳳翔府簽判から京官（判登聞鼓院）に榮轉する際の謝辭に相違ない。そして最後の「與徑山長老惟琳」には

○嶺南萬里に死すること能わず、田野に歸宿して、遂に不起の憂有り。豈に命に非ざらんや。

の語があり、東坡が海南島から常州に歸って卒する直前のものに違いない。そして目錄の各巻のはじめには書かれた時期、場所が簡略に注記されているが、それは卷六十三の「京師、鳳翔、除喪、還朝、杭倅」からはじまって、卷八

十一の「北歸」に終っている。そしてその間は細かくみれば多少の錯綜はあろうけれども、東坡の經歷と照合すれば、概ねその順次に従っているのである。これに對し續集の方は、その中の隨處から百數十首を抜き出し、「謝呂龍圖」の前に並べたために、元來の基準がすっかり混亂してしまつてゐる。なぜこのようなことをしたか、その理由は明らかでないが、おそらく「未完新本」編纂の際に、別の基準に改編しようとして「未完」に終つたために、このような中途半端な形になつてしまつたのではないかと想像される。

つぎに道光間眉州刊本の方であるが、この本の一千二百八十二首に及ぶ「尺牘」は、成化本續集の「書簡」に比べ、完全に宛名人別に整理されていて編次が異なるばかりか、内容的にもかなり違いがあつて、全く別の由來をもつてあらうことはさきに述べたとおりである。そして私の目睹し得た本についていう限り、<sup>(16)</sup>序跋などに底本についての記述が全くないのであるが、種々の面から對比してみた結果として、明末、萬曆天啓の間に刊行された「東坡先生全集七十五卷」と「東坡詩選十二卷（譚元春輯）」とを併合して成

つたものに違ひないと思ふ<sup>(17)</sup>。この二本を合すると八十七卷となり、道光本の八十四卷と符合しないのであるが、その八十四卷の末十二卷は「東坡詩選十二卷」と完全に一致し、その前の七十二卷は「東坡全集七十五卷」に比べ、卷の分ち方が若干異なるだけで内容はほとんど同じである。ここで問題にしている書簡についていえば、道光本では卷四十三から五十八に至る十六卷に、啓、書、尺牘の三部に分けて收めるが、それは七十五卷本の卷四十六から六十一までの十六卷と、内容配列ともに完全に一致する。なお道光本では目錄に掲げる卷第に混亂があり、本文と一致しないところがあるが（卷四十三のつぎが突然卷四十八となり、以下卷五十二まで進んでそのつぎが卷四十九と元の序列に復している。本文にはこの混亂はない）、それは底本の分卷を動かしたために生じたものと思われる。しかしながら、道光本が七十五卷本全集と十二卷本詩選に據つたとしても、この兩本とも現在みられるのは明末の刊本であるから、譚元春の選輯にかかる詩選の方は別として、七十五卷本全集は編輯の事情が不明である上に、他のテキストにみえないものを少なから

ず舍んでおり、更にその祖本が求められねばならぬが、現在のところ未詳である。ただ書簡の部分についていえば、

先述のように道光本（従って明末七十五卷本）所收の「尺牘」を「東坡先生翰墨尺牘八卷」と對比するならば、總數はかなり多くなっているけれども（千二百八十二首對七百七十首、

重複するものについてはテキストの異同が少なく、また相手の人ごとに整理されている點も共通であり（ただしその序列は同じでない）、何等かのつながりがあるものと思われる。明末七十五卷本の由來が不明であるためにはつきりしたことはいえないが、どこかで「翰墨尺牘」所收のものを取りこんだ上に増補を加えたのではないかと想像する。

なお以上のほかに独自の體例をもつ明刊本全集として、一百十五卷の「東坡全集」があるが（内閣文庫に異板二種の明刊本を藏する）、これは凡例によれば「江西本」（おそらく嘉靖刊東坡七集、注(2)参照）を改編しただけなので、ここでは採り上げない。<sup>(18)</sup>

## 六

最後に道光本所收の「尺牘」と成化本續集所收の「書簡」との間の異同について、若干の考察を加えて結びとずる。

この兩本における書簡の收録にはかなり出入があり、數の多い方が少ない方をもとにして増補したというような關係ではあるまいこと、すでに述べたが、重複するものについても、單に字句などの些少な異同にとどまらず、一首の書簡としての區切り方が同じでないとか、元來同一の書簡であったと考えられるのに相當な長短の差がある（すなわちどちらか一方に脱落があるか、もしくは他方に附加がある）、あるいは同一書簡の宛名が違っているというような違いがしばしば見出される。その種の異同がある場合、概ねは道光本の方が妥當なようで、續集の方に混亂ありと認められることが多い。さきに第三節において引用した「與陳傳道」の一首にしても、引用は道光本の區切り方に據ったが、コンテキストからいってその方が妥當で、續集が引用の最初

の十九字を前の一首の末尾に加えているのは訂されるべきである(56頁、および注(8)参照)。更に極端な例をひとつ挙げておこう。續集卷十一に「與王定國書」なるかなり長文の一首がある。王定國はすなわち王鞏、東坡の親しい後輩であり、定國はその字、その詩集の序を東坡が書いていることはよく知られている(「王定國詩集序」、正集卷24)。道光本を検するに、右と同一の書簡は見出せないが、その文言は、多少の異同を無視するならば、すべて王定國に與えた六首の尺牘の中に含まれている(道光本は卷四十九に王定國宛の尺牘四十一首を收める)。ただ六首を機械的に續けたのではなく、處々に省略もしくは脱落がある。書簡の校合が容易ではないことを示す興味深い例なので、繁を厭わず、道光本との差異を示しつつその全文を掲げる。

「は道光本六首の區切りを示す。

／は省略脱落があることを示す。ただし兩三字にとどまる場合は(一)を附して挿入する。

逆に續集の方であって道光本に無い文字は傍に△を附する。

異同は道光本の方に(一)を附して双行で示す。

罪大責輕、得此<sup>(己)</sup>幸、未嘗戚戚、但知識數人、緣我得罪、而定國爲<sup>(己)</sup>所累尤深、流落荒服、親愛隔<sup>(懸)</sup>、每念至此、覺心肺間便有湯火芒刺、今得來教、既不見棄絕、而能以道自遣、無絲髮<sup>(芥蒂)</sup>、然後知<sup>(公眞)</sup>可人、而不肖他日猶得以衰顏白髮、廁賓客之末也、」揚州有侍其太保(者)、官於煙瘴地十餘年、<sup>(比)</sup>歸面(色)紅潤、無一點瘴氣、只是用磨脚心法<sup>(耳)</sup>、此法定國自<sup>(己)</sup>之、更請加<sup>(工)</sup>不廢、每日飲少酒調(節飲)食、(常)令胃氣壯健、安道軟朱砂膏、某在湖(州)親服數兩、甚覺有益<sup>(利)</sup>、可久服、子由昨來陳相別、面色殊清潤、目光炯然、夜中行氣膈腹間、隆隆如雷聲、其所行持、亦吾輩所常論者、但此君有志節、能力行耳、粉白黛綠者、俱是火宅中狐狸射干之流、<sup>(懸)</sup>公、以道眼照破、此外又有事、須少儉嗇、勿輕用錢物、一是遠地恐萬一闕乏不繼、<sup>(三)</sup>是災難中(節)用(自)貶、<sup>(惡)</sup>消厄致福之一端也、<sup>(△)</sup>又遞中領手教、知<sup>(己)</sup>到官無恙、自處泰然、頓<sup>(慰)</sup>懸想、(又)知攝二千石、風<sup>(聲)</sup>震於殊俗、一段奇事也、／某近頗知養生、亦自覺薄有所得、見者皆言、道貌與往日殊別、更相關數年、索

我聞風之上矣、兼畫得寒林墨竹、已入神(息)、行草尤工、只是詩筆殊退也、不知何故、△昨所寄臨江軍書、久已收得、二書反覆議論、及處憂患者甚詳、既以解憂、又以洗我昏蒙、所得不少也、然所(謂)非苟知之、亦允踏之者、顧公(嘗)誦此語也、杜子美(在)困厄(窮乏)中、一飲一食、未嘗忘君、詩人以來、一人而已、今見定國、每有書皆有感恩念咎之語、甚得詩人之本意、僕雖不肖、亦(當)發於庶幾也、(會)近有人惠大丹砂少許、光彩甚奇、固不敢服、然其人教以養火、觀其變化、聊以(悅)神(適)日、賓去桂不甚遠、朱砂(若)易致、或爲(致)數兩、因寄(示)及、稍難即罷、非急用也、窮荒之中、恐有一(二)奇(事)、但以冷眼陰求之、大抵道士非金丹不能(化)、而丹材多在南荒、故葛稚川(乞)胸饅令、竟化於廉州、不可不留意也、陳(臻)一月前直往筠州看子由、亦粗傳要妙、云非久當來此、此人小惟有道術、其與人有情義、久要不忘、如此亦自可重、道術多方、難得其要、然(以)某觀之、惟能靜心閉目、以漸習之、△似覺有功、幸信使(眞)氣(流)行體中、(痒)痛安能近人也、△邇來江淮間酷暑、殆非人所堪、況於嶺外乎、

蘇東坡書簡の傳來と東坡集諸本の系譜について(村上)

惟道(德)清曠、必有以釋(悶)者、入秋(以)來、愴然清遠、計尊候安勝、(君)學術日益、如川之方增、幸更著鞭、多讀(史書)、仍手自抄爲妙、造次造次、某自謫居以來、可了得易傳九卷、論語(說)五卷、今又下手作書傳、迂拙之學、聊以(娛)老、且以爲子孫藏耳、子由亦了(理)詩傳、又成春秋集傳、閑知之爲一笑耳、(所)惠書併新詩(六首)妙曲(二首)、大慰所懷、河凍膠舟、咫尺千里、意思牢落、可知得此佳作、終日喜快、滯(悶)冰釋、幸甚幸甚、△近在常(州)宜興、(置)得一小庄子、歲可得百石、似可足食、非不知揚州之美、窮猿投林、不暇擇木也、

(以下の訓讀はもっぱら續集に據り、若干の修正と説明を加える。)

○罪大にして責輕し。此を得しは已に幸いなり。未だ嘗て戚戚たらず。但だ知識數人、我に緣りて罪を得たり。而して定國は己の爲に累せらるる所尤も深し。荒服に流落し、親愛隔絶せり。念いて此に至る毎に、心肺の間に便ち湯火芒刺有るを覺ゆ。今來教を得るに、既に棄絶せられずして、能く道を以て自ら遣り、絲髮の芥蒂する無

し。然る後に知る 公の眞に可人なるを。而して不肖  
 他日猶お衰顔白髪を以て、賓客の末に廁るを得ん。揚州  
 に其の太保に侍する有り。煙瘴の地に官すること十餘年、  
 歸る比ころお面紅潤にして一點の瘴氣無し。只だ是れ磨脚心  
 法を用いしなり。此の法 定國自ら之を知れり、更に請  
 う 工を加えて廢せざらんことを。毎日少しの酒を飲み  
 食を調え、胃氣をして壯健ならしめよ。安道(張方平)が  
 軟朱砂膏、某 湖(州)に在りて親しく數兩を服し、甚だ  
 益利有るを覺ゆ。久しく服す可し。子由 昨 陳(州)に  
 來りて相別る。面色殊に清潤にして、目光炯然たり。夜  
 中に臍腹の間に行氣するに、隆々として雷聲の如し。其  
 の行持する所は、亦た吾が輩の常に論ずる所の者なり。  
 但だ此の君 志節有りて、能く力行するのみ。粉白黛綠  
 なる者は、俱に是れ火宅中の狐狸射干やみんの流なり。願わく  
 は公 道眼を以て照破せよ。此の外に又た事有り。須ら  
 く少しく儉嗇し、輕かろがるしく錢物を用うることを勿れ。一は  
 是れ遠地にして萬一にも闕乏して繼がざるを恐れ、一は  
 是れ災難中に用を貶す、惡(亦た)消厄致福の一端なり。

又た遞中手教を領す。知る 官に到りて恙無く(王定國は  
 東坡の事件に連座して廣西省の賓州に左遷された、自處泰然  
 たるを。頗なほに懸想を慰む。知る二千石を攝し、風聲 殊  
 俗に震うを。一段の奇事なり。某 近ごろ頗いさか養生を知  
 り、亦た自ら覺ゆ 薄いさか得る所有りと。見る者皆な言う、  
 道貌往日と殊に別なりと。更に相關かたつること數年ならば、  
 我を閩風の上りに索めん。兼ねて寒林墨竹を畫き得て、  
 已に神に入れり。行草尤も工みなり。只だ是れ詩筆のみ  
 殊に退く。何の故なるかを知らず。昨 臨江軍(江西省清  
 江)に寄せし所の書は、久しく已に收め得たり。二書  
 反覆議論し、憂患に處る者に及びて甚だ詳らかなり。既  
 に以て憂いを解き、又た以て我が昏蒙を洗ぎ、得る所少  
 からざるなり。然れども 所い謂「苟かりそめに之を知るに非  
 ず、亦た允まことに之を踏む」なる者なり。願わくは公常に此  
 の語を誦せよ。杜子美は困厄中に、一飲一食、未だ嘗て  
 君を忘れず、詩人以來、一人のみ。今 定國を見るに、  
 書有る毎に皆な感恩念咎の語有り。甚だ詩人の本意を得  
 たり。僕 不肖なりと雖も、亦た當に庶幾に髣髴たるべ

し。近ごろ人有り 大丹砂少し許りを恵まる。光彩甚だ奇なり。固より敢て服せず。然れども其の人教うるに養火を以てす。其の變化を觀るに、聊か以て神を悦ばしめ日を度る。賓(州)は桂(州)を去ること甚だしくは遠からず。朱砂 差致し易ければ、或は爲に數兩を置き、因りて寄せせよ。稍も難ければ即ち罷めよ、急用に非ざるなり。窮荒の中、恐らくは一の奇事有らん。但だ冷眼を以て陰かに之を求めよ。大抵 道士は金丹に非ずんば羽化するに能わず。而して丹材は多く南荒に在り。故に葛稚川(葛洪)は峒嶮の令を求め、竟に廉州に化せり。留意せざる可からざるなり。陳瓌は一月前に直ちに筠州に往きて子由を看たり。亦た粗要妙を傳う。云う 久しきに非ずして當に此に來るべしと。此の人は惟だに道術有るのみならず、其れ人と情義有りて、久要(舊約の意)を忘れず。此の如ければ亦た自ら重んず可し。道術は多方にして、其の要を得難し。然れども某之を觀るに、惟だ能く靜心閉目し、漸を以て之を習うのみ。功有るを覺ゆるに似たり。幸いに信に氣をして體中に流行せしむれば、

蘇東坡書簡の傳來と東坡集諸本の系譜について(村上)

痒痛安んぞ能く人に近づかんや。邇來江淮間の酷暑、殆んど人の堪うる所に非ず。況んや嶺外に於てをや。惟だ道德清曠ならば、必ず以て悶を釋く者有らん。秋に入りて來、儻然清遠として、計るに尊候安勝ならん。公學術日に益し、川の方に増すが如し。幸いに更に著鞭せよ。多く史書を読み、仍お手自から抄するを妙と爲す。造次造次。某 謫居より以來、易傳九卷、論語五卷を了し得る可りなり。今又た手を下して書傳を作る。迂拙の學、聊か以て老を娛しましめ、且つ以て子孫の藏と爲すのみ。子由も亦た詩傳を了し得、又た春秋集傳を成す。閑に之を知りて一笑を爲すのみ。惠を辱うせし書併びに新詩妙曲、大いに所懐を慰む。河凍りて舟を膠し、咫尺も千里にして、意思牢落たり。知る可し 此の佳作を得て、終日喜快し、滯悶冰釋せるを。幸甚幸甚。近ごろ常(州)に在りて一小庄子を置き得たり。歳に百石を得可し。食を足す可きに似たり。揚州の美を知らざるに非ず。窮猿の林に投ずる、木を擇ぶに暇あらざるなり。

續集にみえるこの書簡は、内容的にかなりはつきりした矛盾を含んでいる。たとえば、前の方に「子由昨來陳相別」とあるのは、東坡が元豐三年の一月に黃州に赴く途次、やはり左遷されて監筠州鹽酒稅に赴任する蘇轍と陳州で會合したことを指すであろうが、あとの方には「陳瓘一月前直往筠州看子由」とあり、この部分は蘇轍がすでに筠州の任に在るときのものでなければならぬ。また後段の方に、「邇來江淮間酷暑、殆非人所堪」といっているながら、その數行あとに「河凍膠舟」とあるなども同時に書けることではない。従っておそらく道光本の方がその原形を存するものであり、續集の方は抄録を重ねて行く中に混亂してひとつづきにしまったものと思われる。道光本六首の中、はじめの五首は黃州におけるものとなっているが、さきに擧げた子由云云の二條をみてもわかるように同時に書かれたものではない。はじめの二首は黃州に到着して早々のもの、第三首以下は逐次時を経てのものと思われる。殊に五番目の一首には「可了得易傳九卷、論語說五卷」とあるが、別にやはり黃州における「與滕達道」の一首には、

○某 閑廢せられて心を用うるに所無く、専ら經書を治す。一二年間に、恐らくは論語書易を了し得ん。

とあり、ここで「可了得」というからには、黃州滞在の末期のものとみてよからう。<sup>(19)</sup>そして最後の一段は東坡が元豐七年に許されて黃州を離れ、その冬、泗州に滯留している際のものとなっており、「河凍膠舟」というのは、その時の情況と符合する。

東坡の手蹟は、一面では今いうところの美術品として扱われたのであるから、その保存の良否が價值にかかわる。従って殘缺したものを巧みに補綴して完好を装うというようなことも充分に考えられる。一例を擧げるならば、現在上海博物館に藏する「答謝民師論文帖」（いま中央公論社刊「書道藝術」第六卷掲載の寫眞に據る）は、後集卷十四所收の「與謝民師書」と比べると、冒頭の部分約百三十字が缺落して文意が通じないのであるが、一見したところそのような缺落があるとはみえないように整えてある。このような例から類推するならば、右の「與王定國書」にしても、殘



缺した六首を補綴して、長篇の一首の完本のようにみせかけたものが存在したのかもしれない。尺牘を資料として利用する際には、このような場合があり得ることを考慮の中に入れておかねばならぬであろう。

續集と道光本との間には、そのほかにも併合もしくは割裂、脱落もしくは附加など、さまざまな形の異同を隨處に指摘することができる。そして右に挙げた例の場合は道光本の方を本来の姿と認めてよいと思うが、逆に道光本の方が不全と思われるケースも間々あり、また先述のように續集にのみみえるというものもあるので、單純に一方を採って一方を捨てるというわけにはいかず、兩者を綿密に照合する必要がある。兩本に出入がある例を更に二三挙げておこう。

東坡が晩年に惠州に在ったとき、母方の従兄に當る程之才(字は正輔)が廣南東路提點刑獄の職に在り、かつて離間した蘇程兩家の宿怨を忘れて、不遇な東坡の世話をしたことはよく知られているが、この程正輔に宛てた書簡が、道光本には六十八首(卷51)、續集には二十四首(卷7)を存す

蘇東坡書簡の傳來と東坡集諸本の系譜について(村上)

る。續集所收の中の二首は道光本にはみえず、兩者を合して重複を去れば、程正輔宛の書簡は合計七十首ということになる。更に重複する二十二首についていえば、些細な字句の異同は措くとして、字數のかなり違うものが二首あり、その中の一首は續集の方に脱落があると思われるが、他の一首はその逆である。つまり後者の場合、道光本の方が續集本に比べ、末尾六十一字が少ないが、その六十一字は附加とは考えられないものである(なお「翰墨尺牘」は二首とも道光本と一致する)。ついでに附記するならば、道光本六十八首の中の少なくとも五首は例の「西樓帖」(いま端方複製本に據る。注⑨参照)の中にみえるが、その五首はいずれも續集にはみえない。従って續集(もしくは「仁宗時未完新本」または「東坡外集」編纂の際に「西樓帖」は利用されていないと考えてよいであろう。ただし道光本の方も「西樓帖」所收のものに比べると處々に字句の異同があり、道光本(もしくはその祖本)も「西樓帖」そのものを取りこんだかどうかはなお疑問である。

つぎに東坡が惠州に赴く途次、その近傍の州(王文誥は羅

陽とする、「蘇文忠公詩編注集成總案」の推官であつた程天侔（字は全父、常州の人）なる人物が東坡を慕つて面接を求め、その後、惠州更に儋耳に在つて謫居牢落たる東坡に對し、しばしば贈り物をして慰めたようであるが、この人物に宛てた書簡は、道光本に十二首（卷52）、續集に十六首（卷7）を存する。但し續集十六首の中の三首は、道光本に「與陳秀才三首」としてみえていたので（同じく卷52、程天侔宛に續く）、これを加えると十五對十六となる。しかし兩者を對比するとそれは一首の差ではなく、道光本十二首の中の二首は續集にはみえないので、併合して重複を去ればすべて十八首ということになる。つまり重複するもの十三首、道光本にのみみえるもの二首、續集にのみみえるもの三首である（なお重複する十三首の中の二首は續集に脱落がある）。更に道光本の「與陳秀才三首」は、目錄では「程秀才」となつており、「翰墨尺牘」では目錄、本文ともに「程秀才」なので、道光本の本文のみが「陳秀才」となっているのは文字の誤まりではないかと思われる。そしてこの中の一部が、王宗稷の年譜には「與程儒書」として引かれており、

馮應榴（蘇文忠詩合註）は

○本集は程天侔に作る。未だ知らず即ち其の字なるか否かを。

と按語を加えているが、王文誥は

○程儒は乃ち程天侔の子なり。本集は程秀才に作り、年譜は程儒に作る。合注に儒は即ち天侔かと疑えるは非なり。

と述べている。推官の職に在る人を「秀才」と呼ぶことはあるまいし、また天侔宛の別の書簡に

○令子先輩 書及び新詩を辱うす。感慰彌甚だし。筆力益進む。家に哲匠有り、何ぞ復た下問せらるるや。  
○令子先輩 訪を辱うす。

などとあって、程天侔なる人がその子息とともに東坡の知遇を得ていたことは確實であるから、これはおそらく王説が正しく、さきに整理した十八首は、更に程天侔十五首、程儒宛三首としなければならない。そして續集は程儒宛のものをも誤って程天侔宛の中に混入させてしまったものともみるべきである。なおここから推すに、馮應榴はおそらく續集だけしかみていなかったのであり、王文誥は、その「蘇文忠公詩編註集成附集成總案」の完成は道光本の刊行よりもやや先だっているようであるが、<sup>(20)</sup>おそらく明刊七十五卷本全集をみていたのではないかと思われる。

以上の諸例はおそらく氷山の一角であり、千四百数十首の中味を仔細に検討すれば、類似のケース、もしくは更に複雑な錯綜がいくらかも現われるであろう。つまり誰宛の書簡が何首あるかを確定することすら、なかなか容易ではないのである。

はじめに述べたように東坡の遺した数多くの書簡がさまざまな興味深い内容を含んでいることは、これまで以上に挙げ

蘇東坡書簡の傳來と東坡集諸本の系譜について(村上)

たいくつかの例によってもある程度具体的に窺い得ると思ふ。しかしこれらを資料として有効に利用するためには、その全體が容易に見渡せるように整理しておかねばならないが、それは今後の作業にまつほかはない。卑見によればその整理は、正集後集に收めるものもとより別格であるが、それ以外のものについては、道光眉州刊本(もしくは明末七十五卷本)所收のものを基礎とし、成化本續集、八卷本翰墨尺牘および碑帖、手蹟によって増補を加え、かつその間の重複せるものについては異同を校訂するという順序で進めるのがよいと思う。それはさきに若干の例を挙げたように決して簡単な作業ではないが、完成後の利用價值は充分にそれを償い得るであろう。

注

(1) 四十卷本「東坡集(正集)」と「後集」における啓、書、明刊本「東坡續集」における啓、書、書簡、道光本「東坡集」における啓、書、尺牘の各部分は、内容的に互に錯綜がある。たとえば正集卷26、啓の部の「謝南省主文啓五首」の中、歐陽修、梅堯、范鎮宛のものは、續集卷11および道光本卷46

ではともに書の部に収録し、また正集卷29、書の部の舒煥、宋寺丞宛のものは、道光本ではともに尺牘の部(卷53、57)に収録する。

(2) 成化四年(一四六八)序、吉州刊本と嘉靖十三年(一五三四)江西布政司刊本(ともに内閣文庫藏)。繆荃孫の説では、嘉靖本は成化本の覆刻ではないという(寶華齋刻本附「東坡集校記」)

(3) 嘉靖本はこれより若干少ない。

(4) 兩本の書簡は配列のしかたが全く異なるばかりでなく、後述するように、割裂、併合などの混亂や、同一の書簡の宛名が違っていたりする例があるので、一方に録する書簡が他方がないということを確認することは容易ではなく、互に入があることは確實であるが、その正確な數を擧げることにはなお控えておきたい。

(5) 京都大學文學部および人文科學研究所などに招來されている。

(6) 宋、朋九萬撰。

(7) 「烏臺詩案」では個々の詩文を擧げてその譏諷の意を指摘したあと、その作品が證據品の冊子の中にあるかないかがしるされている。それによると冊子内のはほとんど杭州における詩ばかりで、有名な散文「日喻」一篇の末尾に「係冊子内」とあるのが唯一の例外であるが、ここはその前の文脈からいって「不」の字が脱落したのと思われる(いま

「函海」所收本に據る)。

(8) 續集ではここまでを前の一首の末尾に續け、以下は別の一首となっているが、いま道光本の區切りに従う。

(9) この帖は清末に端方の藏する所となり、コロタイプ複製が作られている(宣統元年跋、京都大學人文科學研究所藏)。ただし不全で編次が亂れており、原編の中のどのくらいを占めるかは不明である。なお端方は東坡七集を校訂した人(寶華齋刻本)。

(10) 蘇符は紹興二十六年(一一五六)に六十餘歳で卒したという(「宋史翼」また「宋人傳記資料索引」)。とすれば東坡の卒したとき(一一〇一)、十歳前後であったことになる。

(11) 「續資治通鑑長編」はこの前後の部分が缺落している。

(12) 「靖康元年二月」追封范仲淹、贈司馬光張商官、除元祐黨籍學術禁、云云。(「皇朝編年綱目備要卷30」)

(13) この特例は孝宗の思い違いから發したという興味深い挿話がある。李心傳「建炎以來朝野雜記卷8」のしるすところを要約すればつぎのごとくである。

仁宗のとき翰林學士であつた蘇紳は、息子の蘇頌が宰相となつたので太師を贈られた。この蘇紳が金山(江蘇省鎮江)に遊んで詩を題したが、その詩句が石に刻されて建てられ、「此詩翰林學士贈太師蘇公所賦也」と跋が添えられていた。孝宗はたまたまそれを見て、「蘇公」が東坡であると思ひこんだ。ある日、孝宗は東坡の曾孫蘇嶠に東坡の詩を書いて賜

わったが、その末尾に「故贈太師蘇軾詩」としてとされているので、蘇軾は驚いて、東坡は資政殿學士を贈られているが、太師を贈られてはいないことを申し上げた。大臣などが説明して孝宗は自分の感違あやまいを知ったが、「軾の如く名徳昭著なれば、亦た當まさに太師を贈るべし」と仰せられ、改めて東坡に太師が贈られることになった。

(14) この書、實質は一百卷で、卷數を水増しした營利出版であること、清水茂氏の解説がある（中國目錄學<sup>4</sup>）、筑摩書房「世界古典文學全集」月報<sup>64</sup>）

(15) 小川環樹・山本和義「蘇東坡集」（朝日新聞社「中國文明選」卷2）の解説に、

○「東坡別集」の名で南宋の淳祐四年、彼の曾孫蘇嶠が編集刊行したものとあるという（晁公武の「郡齋讀書志」附志卷五の下）。

とあるが、これは誤解であろう。また「郡齋讀書志附志」は趙希弁の撰である。

(16) 京都大學藏本および東北大學藏本。

(17) 七十五卷本「東坡先生全集」は東京大學東洋文化研究所京都大學文學部、名古屋大學文學部、内閣文庫などに藏されているが、封面に「文盛堂藏板」としてのものと、「寶翰樓藏板」としてのものがある。名古屋大學に藏するものは卷五十二と五十三の缺卷を道光本の板を以て補っているが、この事實も道光本が七十五卷本全集と關係があることを示す一

蘇東坡書簡の傳來と東坡集諸本の系譜について（村上）

證となろう。おもしろいことにこの補充は、以下に述べる卷次のずれを無視したために、卷五十二、五十三は卷五十五、五十六と同じ内容となり、實質的には補充されていない。

(18) 凡例につきのようにある。

○江西本は舊ふると前後續奏議應詔内外制六集と作す。既に編年に非ず、殊に類聚るいに乖あやまひ。今並べて細かく分類を爲し、以て覽る者に便ならしむ。

(19) 「書傳」の方は黃州では未完に終り、のちに海南島で完成したようである。海南島から北歸する途次、雷州より發せられた「與鄭靖老」の一首（道光本卷53）に「但だ書傳十三卷を草し得たり」とある。

(20) 王文誥の「蘇詩編註集成」は嘉慶二十四年（一八一九）序、三蘇祠堂本「東坡集」は道光五年（一八二五）序。